

後期高齢者医療制度創設に伴う制度改正

国民健康保険税が変わります

平成20年
4月から

平成20年4月から新たに創設される後期高齢者医療制度に伴い、国民健康保険税も大きく制度改正が行われます。主な改正点は次のとおりです。

加入者は75歳未満に

国民健康保険の加入者（被保険者）は75歳未満の人です。75歳（一定の障害のある人は65歳）になると新たに後期高齢者医療制度に加入することになり、国民健康保険から外れます。

保険税は3本立てで課税

国民健康保険に加入している人（被保険者）を対象に、次の3つの合計額が国民健康保険税として世帯主に課税されます。（下図参照）

医療保険分
後期高齢者医療支援分
（新設）

介護保険分（40歳から64歳の人へのみ）

保険税は年金からの特別徴収

世帯主を含む国保に加入している人全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主が年額18万円以上の年金を受け取っている、かつ、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合には、該当年度の翌年度から、国民健康保険税は、世帯主の受け取る年金からの特別徴収（天引き）となります。（特別徴収できない場合や、時期が遅れる場合もあります。また、75歳到達年度は特別徴収しません。）それ以外のの方は、今までどおりの普通徴収です。

特別徴収の方法は、4月、6月、8月は前年度の年税額を6で割った金額を仮徴収額と

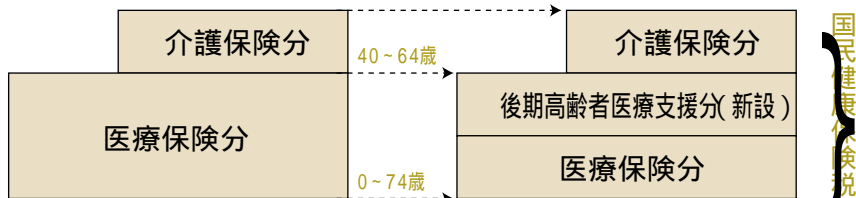
後期高齢者医療制度って？

平成20年4月から創設される高齢者の独立した医療制度です。現在の老人医療制度は、平成19年度で廃止され、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、加入している国民健康保険や社会保険等から脱退して、後期高齢者医療制度の被保険者となります。詳しくは、保険課（0920-58-1118）へお尋ね下さい。

して徴収し、6月にその年度の税額を正式に決定しますので、その税額から仮徴収した税額を引いた残りを10月、12月、2月の3回に分けて徴収します。特別徴収される世帯主には4月初旬に仮徴収（4月、6月、8月）の税額を、6月中旬に本徴収（10月、12月、2月）の税額をお知らせします。なお、資格等に異動があった場合は、その都度に変更のお知らせをいたします。

【改正前】

【改正後】



75歳以上の人は、後期高齢者医療制度の保険料を支払うことになります。

保険税は納期内に納めましょう

病気やケガをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、納められた国民健康保険税と国の補助金などでまかなわれています。保険税は、みなさんの医療費にあてられる国保の貴重な財源です。国保加入者全員に迷惑をかけないために保険税は必ず納期内に納めましょう。



住民税申告は 忘れずに

住民税申告は、市県民税、国民健康保険税の課税資料や、介護保険料算定の基礎資料となります。

もし申告をしなかった場合には、所得が無い方であっても国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合や、所得証明などの税務証明ができない場合がありますので、忘れずに申告しましょう。

【申告が必要な人】

平成20年1月1日現在、対馬市に住所を有する人のうち、平成19年中に次のいずれかに該当する人は申告書を提出してください。

商業、製造業、建設業、農林漁業、サービス業などの事業を営んでいる人

地代、家賃、利子、配当などの収入があった人
給与所得者で、給与以外に所得があった人

平成19年中に会社等を退職した人

厚生年金等を受給されている人

雑損、医療費控除を受けようとする人

【申告が必要ない人】

平成19年分の所得税の確定申告書を税務署に提出する人

給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人

【申告に必要なもの】

印鑑

収入、所得額がわかる帳簿または年間収支明細関係書類

源泉徴収票または、事業主からの支払い明細書

生命保険料、地震保険料（または旧長期損害保険料）の支払い証明書

国民年金保険料支払額が証明できるもの（領収書、口座引き落としの通帳など）

災害にあった人は、被害を受けた資産の明細書など

一定額以上の医療費を支払った人はその領収書
年金、恩給等を受けている人は、その源泉徴収票

申告受付期間

平成20年2月18日(月)～平成20年3月17日(月)

(土曜日、日曜日を除く)

平成20年度 住民税の主な改正点

1 地震保険料控除の創設

イ：地震保険料控除が創設され、支払額の2分の1が25,000円を限度として所得から控除されます。

ロ：経過措置として、平成18年末までに契約した長期損害保険料(旧長期損害保険料と言います)は、従来どおり10,000円を限度として所得から控除されます。

ただし地震保険料と旧長期損害保険料を合わせて25,000円が限度額となります。

ハ：短期損害保険料控除は、廃止されました。

2 住宅ローン控除に係る住民税特別減額措置の創設

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居し、所得税における住宅借入金等特別控除を受けられる方で住宅借入金等特別控除額が所得税より大きい方が対象者になります。この特別措置を受ける場合は申告書の提出が必要です。

申告の受付期間は土日を除く2月18日(月)～3月17日(月)です。

* 申告書の提出先

確定申告をされる方は税務署へ

給与所得だけの人は市役所税務課及び各支所住民生活課税務担当窓口へ

【問い合わせ】対馬市 税務課 0920(53)6111 (内線231・232・233)



税のひとくちメモ

現在、対馬市に住んでいないのになぜ市民税を支払わなくてはならないの？

3月頃に転勤などで対馬市から引っ越された方も、納税通知書は6月に届きますのでこのような疑問をもたれるようです。これは、原則、市町村民税を課税する団体となるのが、毎年1月1日現在においてあなたの住民票があった市町村とされているためです。(ただし、住民票がない市町村でも生活の実態が確認されれば課税される場合もあります。)つまり、その年の市町村民税は、新しい住所地では課税されず、前住所地の対馬市に納めていただくことになります。

【問い合わせ】市役所 税務課 住民税班 0920(53)6111 (内線231～233)

今月号より税を少しでも身近に感じていただけるよう、税に関する情報をわかりやすく紹介させていただきます。

年金コーナー

年金受給者への源泉徴収票の送付について

国民年金、厚生年金から支給される老齢年金は、所得税法の規定上「雑所得」として取り扱われ所得税の課税対象となります。そのため、一年間の支払い総額等を記載した「公的年金等の源泉徴収票」を1月下旬にお送りしています。源泉徴収票が届かない、記載内容を確認したい等のご相談は、
ねんきんダイヤル0570-05-1165へ お問い合わせ下さい。

「ねんきん特別便」について

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している年金の加入記録を郵送でお知らせしています。ご自身の記録もれがないか充分にご確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

「年金特別便」に関するご相談は、
専用ダイヤル 0570-058-555へ
お問い合わせください。

住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「年金特別便」をお届けできません。住所変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、以下のとおり手続きをお願いします。

第1号被保険者 = 市役所市民課及び各支所住民生活課窓口へ

【手続きには印かんと年金手帳等が必要です】

厚生年金加入者と3号被保険者 = お勤め先へ

年金受給者 = お近くの社会保険事務所へ

(市役所窓口で住所変更のハガキをもらい郵送してください。)

結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届出をお急ぎくださいますようお願いいたします。

新成人の皆さん、
国民年金の加入手続きを
忘れずに



国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人が加入して保険料を納付する義務があり、老後等に年金を受け取ることができます。

自営業者、学生などの第1号被保険者は市役所市民課窓口（または支所住民生活課窓口）で、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

【手続きには印かんが必要です。】

社会保険事務局の出張相談のお知らせ

2月21日(木) 午前9時から午後5時まで 上対馬総合センター

パスポートの手続きが市役所で始まります。

平成20年4月1日(火)から、パスポートの申請受付及び交付が対馬市役所で始まります。それに伴い、対馬地方局総務課及び上県土木出張所での受付は、3月末で閉鎖となります。

申請・交付場所： 対馬市役所総務部総務課 対馬市上対馬支所地域振興課

受付：月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)9時～17時

申請は、上記のいずれかですることができますが、お受け取りは申請された窓口でご本人が受け取ることとなります。ただし申請できる方は、対馬市に住民登録をされている方だけです。

【問い合わせ】 総務部総務課 厳原町国分1441 092(53)6111
上対馬支所地域振興課 上対馬町比田勝575 1 092(86)3111
長崎県パスポートセンター(長崎県庁内) 095(821)8299(直通)

